

水田を活用して露地野菜の導入・生産拡大する際の 支援制度

(平成31(2019)年度版)

【目次】

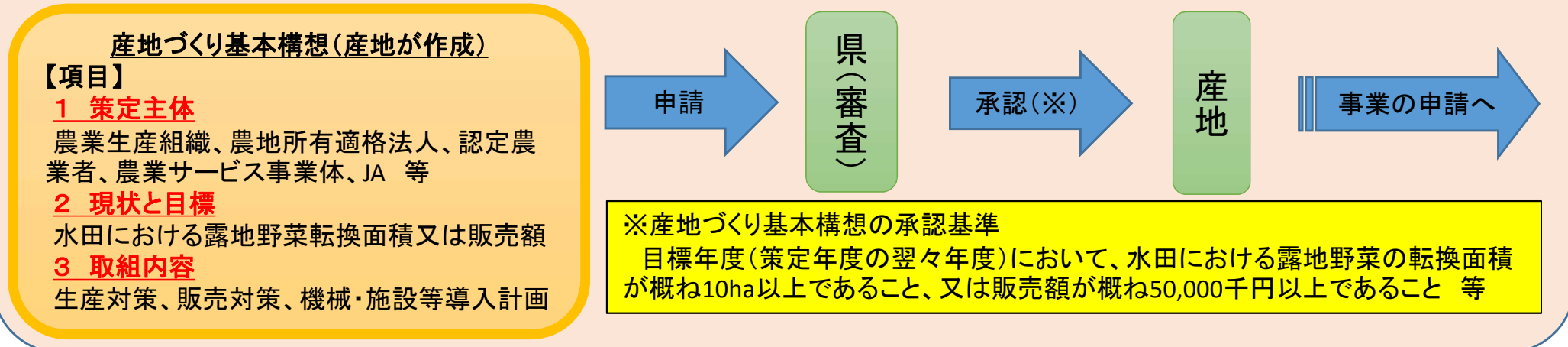
- ソフト面、ハード面の一体的な支援により、水田を活用した露地野菜の生産拡大をしたい・・・P. 1～2
- 生産・出荷調整機械等を整備したい・・・P. 3
- 加工・業務用野菜実需者と一緒になった検討や機械化一貫体系の導入で生産拡大したい・・・P. 3
- 加工・業務用露地野菜の販路を紹介してほしい・・・P. 4
- 先進産地指導者や食品企業関係者のアドバイスを受けていたい・・・P. 4
- 水稲中心の経営から、露地野菜中心の経営に転換したい・・・P. 4
- 農地を集積・集約化して、露地野菜の作業を効率化したい・・・P. 5
- 畦畔除去等により区画を拡大して、露地野菜の作業を効率化したい・・・P. 6
- 新規品目導入が失敗することのリスクを抑えたい・・・P. 7
- 露地野菜の価格低下による収入の減少を抑えたい・・・P. 8
- その他、水田に露地野菜を導入する際の支援制度・・・P. 9

平成31(2019)年4月
栃木県農政部生産振興課

No.1: 「ソフト面、ハード面の一体的な支援により、水田を活用した露地野菜の生産拡大をしたい」

事業名	事業実施主体	補助率	主な事業の内容	主な要件	問合せ先
産地づくりモデル地域育成事業(県単)	農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体等	産地づくり躍進推進事業 1/2以内 産地づくり躍進整備事業 施設 4/10以内 機械 1/3以内	<p>基本構想認定年度から目標年度(3年間)のうちに、産地づくりの推進状況に合わせて適宜ソフトとハードのパッケージ支援を実施</p> <p>【産地づくり躍進推進事業(ソフト)】 水田における露地野菜産地づくり及び供給体制の強化に係る以下の経費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の開催(関係者打合せ等) ・モデル園芸団地形成(優良苗の調達、生産資材導入等) ・販路の確保(商談会出展等) ・低コスト化等収益性向上に向けた実証 等 <p>【産地づくり躍進整備事業(ハード)】 水田における露地野菜の低コスト生産に必要な生産機械、一次加工施設・機械、貯蔵施設等の導入に係る以下の経費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理機械(播種機、移植機、収穫機等) ・出荷調整機械・施設 ・一次加工機械・施設(洗浄機、皮剥き機、カット機、冷凍機械等) ・乾燥貯蔵施設(乾燥施設、貯蔵施設、鮮度保持装置等) 等 	<p>1 産地づくり基本構想の承認を受けた地区における取組であること</p> <p>2 基本構想に沿った取組であること</p>	生産振興課、農業振興事務所企画振興部・経営普及部

○産地づくりモデル地域育成事業実施までの流れ



○事業の実施イメージ

基本構想認定から3年間															
	【ステップ1】 ・検討会の開催 ・モデル園芸団地の形成	【ステップ2】 ・技術力向上 ・販路の確保	【ステップ3】 ・規模拡大加速化 ・収益性向上に向けた生産・流通の改善												
産地づくり 躍進推進事業 (ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の開催(関係者打合せ、食品企業との合意形成等) ・先進地調査分析 ・優良苗の調達、土壌改良・生産・収穫・出荷資材の導入  <p>モデル園芸団地の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗等の技術の確実な習得 ・商談会出展等による販路の確保  <p>商談による販路確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模経営体向け機械化体系の試験(北海道並み等)   <p>大型乗用収穫機のレンタルによる生産・流通体制改善の検討</p>												
産地づくり 躍進整備事業 (ハード)	産地づくりの推進状況に合わせて、適宜機械・施設を整備														
	<p>【対象機械・施設の例】</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>排水対策機械</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>薬剤散布機</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>収穫機</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>移植機</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>畦立て機</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>乾燥貯蔵施設</p> </div> </div>														
	<p>【導入のタイミングの例】 ※機械等3セットが概ね10haの適正規模の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年の作付拡大の状況に併せて、複数年に分けて導入することも可能 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> <tr> <td>1セット</td> <td>1セット</td> <td>1セット</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・1年目等、特定の年度にまとめて導入することも可能 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> <tr> <td>3セット</td> <td colspan="2">作付拡大推進</td> </tr> </table>			1年目	2年目	3年目	1セット	1セット	1セット	1年目	2年目	3年目	3セット	作付拡大推進	
1年目	2年目	3年目													
1セット	1セット	1セット													
1年目	2年目	3年目													
3セット	作付拡大推進														

No.2 : 「生産・出荷調整機械等を整備したい」

事業名	事業実施主体	補助率	主な事業の内容	主な要件	活用のイメージ	問合せ先
産地パワーアップ事業(国庫)	農業者、農業者の組織する団体等	1/2以内	以下に掲げる経費を支援 ① 農業用機械 (本体価格が50万円以上のもの)の導入 ② 生産資材 (単年度で更新するものは対象外)の導入	【事業に取り組む産地での要件】 1 以下の成果目標の基準を満たしていること ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約販売の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること等 2 品目毎に設定する面積以上の産地であること(露地野菜は概ね10ha)	機械を導入して、作業を効率化し、生産コストの削減や所得額の向上により産地全体の収益力を向上	生産振興課、農業振興事務所企画振興部
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ)	市町村(市町村を通じて農業者等へ交付)	3/10以内	中心経営体等が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際の融資残について助成 ①地域担い手育成支援タイプ 経営発展の取組を行う農業経営体を支援(補助上限額:300万円)。 ②先進的農業経営確立支援タイプ 高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組等を行う農業経営体を支援(補助上限額:個人1,000万円、法人1,500万円)	1 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等 であること 2 適切な「人・農地プラン」が作成された地域であること 等	機械を導入して、作業を効率化し、生産コストの削減や所得額の向上により産地全体の収益力を向上	経営技術課、農業振興事務所企画振興部

No.3 : 「加工・業務用野菜実需者と一緒になった検討や機械化一貫体系の導入で生産拡大したい」

事業名	事業実施主体	補助率	主な事業の内容	主な要件	活用のイメージ	問合せ先
園芸作物生産転換促進事業(国庫)	協議会(農業者、実需者等で構成)	定額又は1/2以内	以下に掲げる経費を助成 ①産地内の合意形成(検討会、現地講習会、先進地視察調査等) ②品種の選定や出荷先の確保(品種選定試験、実需者との話し合い等) ③排水対策や栽培技術の確立(FOEASの実証、実証ほ設置、技術講習会実施等) ④機械化一貫体系の導入	1 契約取引計画を策定していること(成果目標年において新しく育成される産地規模の50%以上)	・取引拡大に向けた打合せ、実証ほ設置、機械導入を、農業者が実需者とともに実施し、検討 ⇒ 実需者と継続的に契約取引を拡大し、水田地帯に新たな野菜産地を形成	生産振興課、農業振興事務所企画振興部

No.4 : 「加工・業務用露地野菜の販路を紹介してほしい」

事業名	事業実施主体	主な事業の内容	活用のイメージ	問合せ先
加工・業務用露地野菜産地クラスター育成モデル事業(県単)	県(委託)	<u>県内食品企業等と産地のマッチング商談会の開催(本年度は夏以降に実施予定)</u>	露地野菜の生産拡大をしていくにあたって、新たな販路を確保したい ⇒ <u>マッチング商談会に参加し、新たな販路を確保</u>	生産振興課、 農業振興事務所企画振興部

No.5 : 「先進産地指導者や食品企業関係者のアドバイスを受けたい」

事業名	事業実施主体	料金	主な事業の内容	活用のイメージ	問合せ先
土地利用型園芸指導力強化事業(県単)	県(委託)	無料	産地に対して、先進産地指導者や食品企業関係者(原料調達部門や中間事業者等)など、 <u>土地利用型園芸の産地づくりのノウハウがある者を派遣</u> 【指導内容(例)】 ・外食、中食産業の動向、業者が国産野菜に求める条件 ・加工・業務用野菜の需要動向 ・契約取引に係る産地の取組事例、需要に対応した産地づくりの取組事例等の紹介 ・新たに土地利用型園芸産地づくりに取り組むにあたってのリスク管理	① <u>契約取引は初めてなので、食品企業関係者から契約取引のポイントについて受講</u> ⇒加工・業務向け露地野菜産地を形成 ② <u>露地野菜の産地化を図るため、先進産地から大規模露地野菜の産地化のポイントについて受講</u> ⇒露地野菜の大規模産地を形成	生産振興課、 農業振興事務所企画振興部 又は経営普及部

No.6 : 「水稻中心の経営から、露地野菜中心の経営に転換したい」

事業名	事業実施主体	補助率	主な事業の内容	主な要件	活用のイメージ	問合せ先
経営転換協力金(国庫)	市町村(市町村を通じて農地所有者へ支払い)	定額	<u>経営転換(水稻中心→野菜中心等)することをきっかけに、農地中間管理機構へ農地を貸し付けることにより、担い手への農地の集積・集約化に協力する場合、貸付け面積に応じ、以下の単価の協力金を交付</u> ・1.5万円/10a(上限額50万円/1戸)	1 経営する農業部門の見直し(減少)により、農地の一部を農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付けること 2 機構へ10年以上貸し付けること	①現在、水稻作付けが中心だが、 <u>収益性が高い露地野菜の作付けを増やしたい</u> ②露地野菜に加えて水稻を作付けするには労力が不足 ⇒ <u>露地野菜中心の経営に経営転換</u>	生産振興課、 農業振興事務所企画振興部

No.7:「農地を集積・集約化して、露地野菜の作業を効率化したい」

事業名	事業実施主体	補助率	主な事業の内容	主な要件	活用のイメージ	問合せ先
地域集積協力金(集積・集約化タイプ)(国庫)	市町村(市町村を通じて地域へ支払い)	定額	<p><u>農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域</u>に対し、機構の活用率に応じ、以下の単価の<u>協力金を交付</u>(協力金の用途は地域で決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域20%超40%以下 → 1.0万円/10a ・一般地域40%超70%以下 → 1.6万円/10a ・一般地域70%超 → 2.2万円/10a <p>※中山間地域は要件緩和あり</p>	<p>1 交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること</p> <p>2 実質化した人・農地プランの策定地域であること(31(2019)年度、32(2020)年度は、プランの実質化に向けた工程表が作成されていること)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・露地野菜の<u>作付農地を集積・集約化</u> ・協力金を活用し、<u>露地野菜生産機械を整備</u> <p>⇒作業効率化により、露地野菜の生産を拡大</p>	生産振興課、農業振興事務所企画振興部
地域集積協力金(集約化タイプ)(国庫)	市町村(市町村を通じて地域へ支払い)	定額	<p><u>担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域</u>に対し、機構の活用率に応じ、以下の単価の<u>協力金を交付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・40%超70%以下 → 0.5万円/10a ・70%超 → 1.0万円/10a 	<p>次のいずれかを満たすこと</p> <p>①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20%ポイント以上増加することが確実と見込まれること(中山間地域は要件緩和あり)</p> <p>②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合は40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・露地野菜の<u>作付農地を集約し、団地化</u> <p>⇒作業効率化により、露地野菜の生産を拡大</p>	生産振興課、農業振興事務所企画振興部
農地整備・集約協力金(国庫)	市町村(市町村を通じて地域へ支払い)	定額	<p><u>農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、地域に対し</u>、目標年度における担い手の農地集約率に応じ、以下の単価の<u>協力金を交付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・100% → 整備費の12.5% ・90%以上 → 整備費の8.5% ・80%以上 → 整備費の5.0% 	<p>【交付対象地区】 農地耕作条件改善事業のうち交付要件を満たす地区</p> <p>【交付要件】</p> <p>1 対象農地が基盤整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha未満であること</p> <p>2 対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し(実質化)等を行うこと等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積・集約と併せて<u>畦畔除去により区画を拡大</u> <p>⇒作業効率化により、さらに露地野菜の規模拡大</p>	生産振興課、農業振興事務所企画振興部

No.8 : 「畦畔除去等により区画を拡大して、露地野菜の作業を効率化したい」

事業名	事業実施主体	補助率	主な事業の内容	主な要件	活用のイメージ	問合せ先
農地耕作条件改善事業 (農地集積推進型)(国庫+県単)	県	定率(国5/10、県2.75/10等)	【定率助成】 ・ <u>区画整理(換地を伴わない)</u> ※ <u>農地集積推進型は集積推進費を交付</u>	1 総事業費2,000万円以上 2 受益者数2者以上 3 農地中間管理機構との連携概要の策定 4 受益面積が概ね10ha以上 5 受益地内の高収益作物の前3年間の平均作付面積が受益面積の5%以上増加 6 目標年度までに全ての受益地を担い手に集積し、担い手の農地集団化率が8割以上 等 ※ 農地集積推進型は追加要件あり	・農地集積・集約と併せて <u>区画整理により区画を拡大</u> ⇒作業効率化により、さらに露地野菜の規模拡大	農地整備課、農業振興事務所農村整備部
農地耕作条件改善事業 (地域内農地集積型) (国庫+県単)						
	市町、農業法人、農業協同組合、土地改良区等	定額、定率(国5/10、県1.5/10等)	以下に掲げる経費を助成 【定額助成】 ・ <u>畦畔除去、暗渠排水、用水路の更新等(標準的な工事費の1/2相当)</u> 【定率助成】 ・ <u>農業用排水施設、暗渠排水、農作業道の 신설、変更等、区画整理等</u>	1 総事業費200万円以上 2 受益者数2者以上 3 農地中間管理機構との連携概要の策定 等	・農地集積・集約と併せて <u>畦畔除去により区画を拡大</u> ⇒作業効率化により、さらに露地野菜の規模拡大	
農地耕作条件改善事業 (高収益作物転換型) (国庫+県単)		定額、定率(国5/10、県1.5/10等)	以下に掲げる経費を助成 ①高収益作物転換プラン作成支援 【定額助成】 ・ <u>プラン作成に係る調査・調整、輪作体系の検討、販売先調査等</u> ②農地耕作条件改善 ・上段の「 <u>地域内農地集積型</u> 」と同様 ③高収益作物導入支援 【定率助成】 ・ <u>実証展示ほの設置、農業機械リース、種子・肥料代(1年目) 等</u>	1 総事業費200万円以上 2 受益者数2者以上 3 農地中間管理機構との連携概要の策定 4 農業者2者以上の取組 5 ハード事業を併せて行う6作付面積のうち1/4以上を <u>稲作等から新たに高収益作物に転換</u> すること	①規模拡大・低コスト化に向けた <u>機械化一貫体系の試験</u> で省力化や収益性を検討 ②農地集積・集約と併せて <u>畦畔除去により区画を拡大</u> ⇒補助事業も活用して機械等を導入し、 <u>まとまった面積を稲作から露地野菜に転換</u>	

経営の安定化のための制度

露地野菜を初めて作ると失敗して収量がとれなかったり、単価が下がったりして、収入が下がってしまうのが心配・・・。



みのリス

平成31年からは、品目の枠にとらわれず、経営体の農業収入全体を見て総合的に対応できる「**収入保険**」という新しい選択肢ができます。

収入保険制度の概要

対象者等

○青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者と法人が対象です。
※ 青色申告を5年間継続している農業者が基本ですが、青色申告(簡易な方式も含む。)の実績が、制度加入申請時に1年分あれば加入できます。(補償限度額は申告実績が5年になるまで引き上げられます。)

補償内容

○**当年の収入が補償限度額を下回った場合に、補償限度額と当年収入の差額の最大9割(支払率)が補填されます。**
※ 補償限度額は基準収入の9割を限度として設定することとなります。支払率は最大9割から設定することとなります。

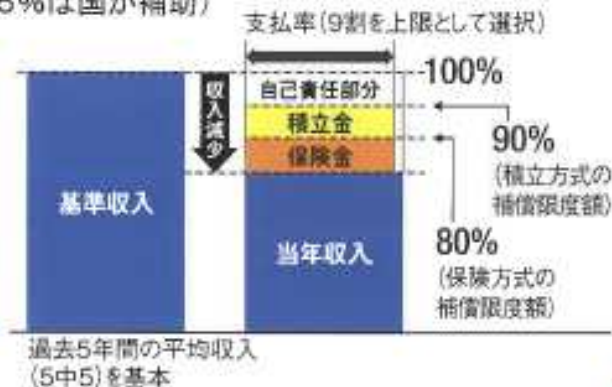
補填方式

○掛捨ての保険方式と積立方式の組合せで補填。積立方式は選択可。
(保険料は50%、積立金は75%は国が補助)

補填のイメージ

5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)選択した場合

収入保険制度については、栃木県農業共済組合(NOSAIとちぎ)(028-683-5531)にお問合せください。



パンフレット

「水田に露地野菜を導入して所得向上を！！」

(栃木県農政部・栃木県農業再生協議会)

(H30(2018).10) より

No.10 : 「露地野菜の価格低下による収入減を抑えたい」

事業名	対象者	補助率	主な事業の内容	主な要件	活用のイメージ	問合せ先
青果物価格安定対策事業(国庫+県単又は県単のみ)	農業者等	資金造成負担割合:品目、産地により変動	<p>①指定野菜価格安定対策事業 ②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ③県単野菜価格安定事業</p> <p>上記3つとも、<u>生産出荷組織を通じて市場出荷した野菜の価格が一定水準以下に低落したときに補給金を交付</u></p> <p>【対象となる露地野菜】 たまねぎ、ねぎ、レタス、キャベツ、ほうれんそう、にんじん 等 事業により異なる</p> <p>※資金積立て(払戻しあり) 生産者:県:国=2:2:6 等</p>	産地単位で加入要件(作付面積、共販等率)を満たす必要があるため、加入できる産地についてはお問い合わせください	(市場向け出荷の場合) <u>価格が下落した場合のリスク回避</u>	生産振興課、 農業振興事務所経営普及部
契約野菜安定供給制度(国庫+県単)	農業者等	資金造成負担割合:品目、産地により変動	<p>①価格低落タイプ <u>契約価格が一定水準以上下落したときに補給金を交付</u></p> <p>②出荷調整タイプ <u>価格低落時に出荷調整(産地廃棄等)を行った場合に補給金を交付</u></p> <p>③数量確保タイプ <u>天候不良等により市場出荷予定のものを契約出荷に回す等により数量を確保する場合の一部経費を補てん</u></p> <p>※資金積立て(払戻しあり) 生産者:県:国=1:1:2 等</p>	<p>1 <u>実需者との契約取引</u>であること</p> <p>2 産地単位で加入要件(作付面積・共販等率)を満たす必要があるため、加入できる産地についてはお問い合わせください</p>	(契約取引の場合) <u>価格の変動や出荷調整、契約数量の確保に対するリスク回避</u>	生産振興課、 農業振興事務所経営普及部
県単野菜価格安定事業(新規園芸導入支援)	農業者等	資金造成負担割合:1/4	<p><u>新規園芸産地の定着・育成を図るため、市場出荷した野菜の価格が一定水準以下に低落したときに補給金を交付</u></p> <p>【対象となる露地野菜】 <u>産地づくり基本構想承認産地(モデル産地)が生産する品目(市場出荷分)</u></p> <p>※資金積立て(払戻しあり) 生産者:県=3:1 ただし、全農・農協25%、市町25%を上限に、生産者負担を担える</p>	<p>1 <u>産地づくりモデル地域育成事業に採択されており、且つその計画期間であること</u></p> <p>2 作付面積5ha未満であること</p>	(市場向け出荷の場合) 国の収入保険制度や既存の価格安定対策事業ではカバーできない <u>モデル産地における、価格が下落した場合のリスク回避</u>	生産振興課、 農業振興事務所経営普及部

No.11:「その他、水田に露地野菜の導入・生産拡大をしたい場合の支援制度」

事業名	対象者	補助率	主な事業の内容	主な要件	活用のイメージ	問合せ先
産地交付金 (国庫)	農業者等 (水田活用の直接支払い交付金の交付対象者)	定額	<p><u>対象水田において以下の露地野菜を作付けする場合、交付金を交付</u></p> <p>【対象となる露地野菜】 加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど、えだまめ、キャベツ、ブロッコリー、にんじん、地域特認作物</p> <p>【交付単価】 新規作付分 32,000円/10a 既存面積分 9,600円/10a</p>	<p>1 認定農業者、認定新規就農者又は集落営農組織であること</p> <p>2 通常の収量を上げ得る肥培管理等が行われていること</p>	<p>(水田において、ねぎ・なすの作付面積1haを3haに拡大した場合)</p> <p>①既存面積分 1ha × 9,600円/10a=96,000円</p> <p>②新規作付分 2ha × 32,000円/10a=640,000円 ⇒①+②=736,000円の交付金を交付</p>	各地域農業再生協議会



農業振興事務所、生産振興課に園芸関係のトータル的なサポートを行うワンストップの相談窓口「園芸総合相談所」（愛称「みのりす」）を設置しました。

園芸大国とちぎづくり

検索

